

建築確認申請等事前審査制度の運用

奈良県特定行政庁連絡協議会

(趣旨)

第1条 本制度は、建築基準法（平成19年6月20日施行）第18条の3の規定により定められた「確認審査等に関する指針」（以下「指針」という。）による確認及び計画通知の審査を円滑に施行するために実施する建築確認申請等の事前審査（以下「事前審査」という。）の運用について必要な事項を定める。

(適用の範囲)

第2条 本制度の適用範囲は、建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）の確認済証の交付を受けようとする建築物又は工作物（奈良県内に建築又は築造するもの）に適用する。

(事前審査の手続き等)

第3条 事前審査を受けようとする者は、別に定める「建築確認（計画通知）事前審査願書」（以下「願書」という。）に、建築確認申請書又は計画通知書（以下「建築確認申請書等」という。）にその他の必要書類を添えて、建築主事等に提出するものとする。ただし、確認申請又は計画通知を行なおうとする者が、事前審査を必要としない場合はこの限りではない。

(事前審査の内容)

第4条 建築主事等は、意匠、構造及び建築設備に関する事項について指針に基づき審査するものとする。ただし、構造計算適合性判定及び建築基準法施行令第9条に定める建築基準関係規定に係る部分は除くものとする。

(事前審査の目標処理期間)

第5条 建築主事等は、願書受付後、建築基準法第6条第1項第1号から第3号に該当する建築物又は当該規定が準用される工作物は概ね21日、同項第4号に該当する建築物又は、当該規定が準用される工作物は概ね7日で事前審査を終了するよう努めるものとする。

(建築確認申請書等の作成及び提出)

第6条 事前審査を経て確認申請又は計画通知を行なおうとする者は、事前審査の結果を総合的に判断し、自らの責任において、指針に適合するよう建築確認申請書等を作成の上、事前審査を受けた建築主事等に提出するものとする。

(特定行政庁又は指定確認検査機関（以下「特定行政庁等」という。）の取扱い)

第7条 本制度に定めのない事項等については、特定行政庁等が事前審査に関する取り扱いを別に定めたときは、当該取扱いを適用するものとする。

附 則（平成19年6月18日より適用）

この運用は、平成19年6月18日から、平成19年12月19日（法施行日から6ヶ月）までに願書を提出するものに適用する。

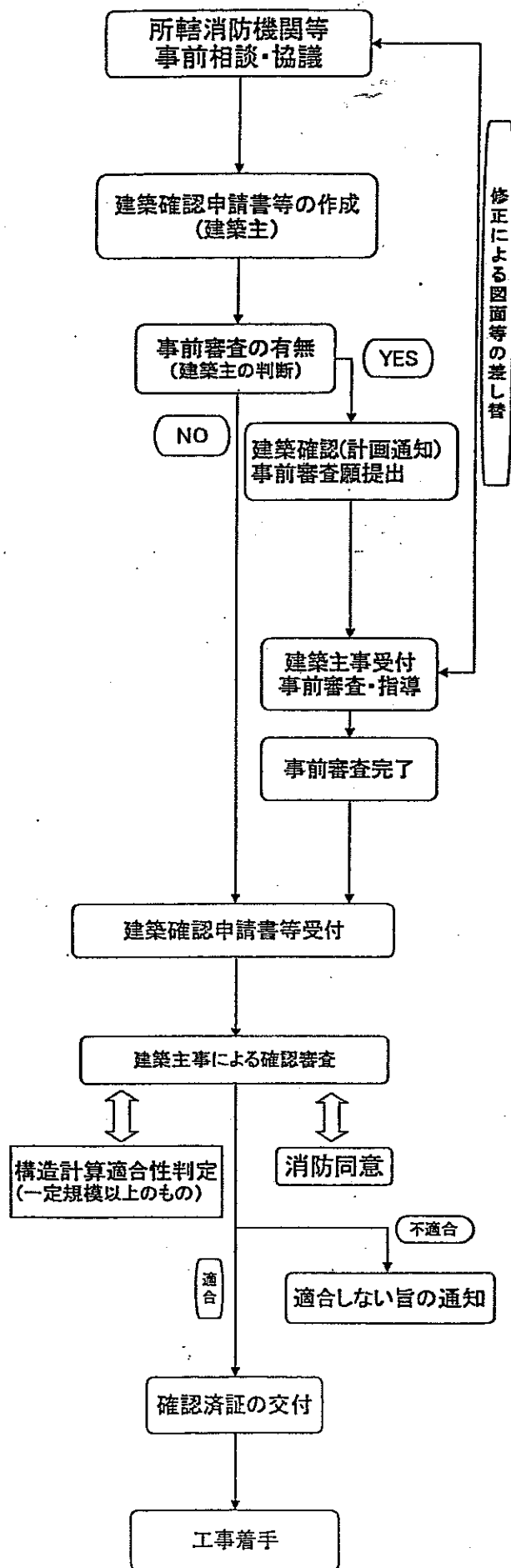
附 則（平成19年12月5日より適用）

この運用は、平成19年6月18日から、平成20年6月19日（法施行日から1ヶ年）までに願書を提出するものに適用する。

附 則（平成20年6月5日より適用）

この運用は、平成19年6月18日から、平成21年6月19日（法施行日から2ヶ年）までに願書を提出するものに適用する。

奈良市・橿原市・生駒市建築確認申請等事前審査制度の事務処理フロー



事務処理等留意事項

【建築主等】
 ○ 確認申請書(計画通知書)の正本1通、副本1通(構造判定が必要な場合は2通)、所轄消防機関用図書を作成して下さい。
 ※ 所轄消防機関における控えの要否については、各所轄消防へお問い合わせ下さい。

【建築主等】
 ○ 建築確認(計画通知)事前審査願書を作成して下さい。(添付書類)・確認申請書(計画通知書)一式
【注意事項】
 ○ 事前審査願を提出する前に管轄消防署との相談・協議を済ませておいて下さい。

【建築主事】
 ○ 願書第1面の建築主事等処理欄に事前審査受付日を記載します。
 ○ 「確認審査等に関する指針」に基づき審査を実施します。
 ○ 事前審査の結果、修正等がある場合は、図書等の差し替えで対応していただきます。
 ○ 事前審査が完了したときは、願書の建築主事等処理欄に事前審査完了日を記載します。なお、修正等のため願出者から確認申請書(計画通知書)の返却を求められた場合は、確認申請書(計画通知書)の正本又は副本いずれか1通の図書全てに「事前審査之印」を押印し返却します。

【確認申請(計画通知)受付時】
 ○ 申請書を受け、申請手数料(構造判定が必要な場合は判定料含む。)を徴収します。
 ○ 事前審査に提出した申請書をそのまま受付することとなります。この場合は確認審査を簡略化するよう努めます。
 ○ 確認申請(計画通知)受付後、建築主事は審査すべき事項に不明な点が認められ、かつ建築基準関係規定に適合しているかどうか決定できない場合に追加書類を求めることがあります。この場合、所轄消防機関を経由するよう指示することがあります。